

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年6月1日

長浜市長 浅見 宣義

## 長浜市規則第60号

### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成18年長浜市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 長浜市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年長浜市規則第243号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市農業委員会の委員の選任等に関する規則の一部改正)

第3条 長浜市農業委員会の委員の選任等に関する規則(平成30年長浜市規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市介護保険規則の一部改正)

第4条 長浜市介護保険規則(平成30年長浜市規則第36号)の一部を次のように改正する。

様式第27号及び様式第28号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜市国際交流員任用規則の一部改正)

第5条 長浜市国際交流員任用規則(令和2年長浜市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号及び第29条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。